

令和7年 4月 1日
立川市立第七小学校
校長 島村 雄次郎

令和7年度 立川市立第七小学校 経営方針

はじめに

「立川市教育委員会は、立川市教育委員会の教育目標（平成27年4月16日立川市教育委員会決定）に掲げた教育を推進するため、「立川市第4次学校教育振興基本計画」及び「立川市第4次特別支援教育実施計画」等に基づき、確かな学力、豊かな心、健康・体力を育む教育の一層の充実を図る。また、誰一人取り残さない、多様な人々が共に生きる社会の実現に向けた学校教育を推進するとともに、学校と家庭、地域・社会が連携・協力して、今を生きるすべての児童の成長を支え、これからの中を生きていくために必要となる確かな力を育む取組を推進する。

また、立川市民科を中心として、地域とともに児童の健やかな成長と地域に貢献できる力を育むことも求められる。学校運営協議会とも連携し、地域が求める児童像や求める力についても共通理解しながら進めていくことも大切にしていく。

最後に、本校の歴史と伝統を継承しながら、すべての児童が生き生きと学び、ニコニコ・ワクワクしながら一人一人が笑顔で学校生活を送り、全教職員および保護者・地域とが、組織的・協働的に教育活動を展開する学校を目指す。児童にとって最善の教育を展開していくために、創意工夫と知恵と絞り、努力する教師集団でありたいと願う。

1 第七小学校の教育目標

人権尊重の精神に基づき、これからの中を生きていくために必要な社会に主体的に対応し、国際社会に貢献できる、心身ともに健康で人間性豊かな児童の育成を目指す。

この教育目標を達成するため、次のような児童像を設定する。

○元気な子 ○考える子 ○ねばり強い子 ○思いやりのある子

重点目標

◎「考える子」とし、豊かな関わりの中で自ら学ぼうとする意欲を高め、思考力、判断力、表現力等を培うことにより、豊かな人間性及び社会性を育成する。

2 目指す学校の姿

今日の学びに喜び（ニコニコ）を感じ、明日の学びに希望を抱く（ワクワク）第七小学校

- ①誰一人として取り残さずに「できた、わかった、うれしい、楽しい」を実現するために、教職員、地域が一体となって取り組む学校
 - ②互いのよさを認め合い、誰もが安心・安全に通える優しさと笑顔にあふれる学校
 - ③教職員、保護者、地域が互いに信頼し、協働共助の精神を大切にする学校
- ⇒学校に関わる全ての人たちの心理的安全性の確保の実現

3 目指す児童像「児童の事実と教師の腹の底にくる実感を大切にする」

- ① 感謝の心と思いやりの心をもち、互いのよさを認め合える子
- ② 様々なかかわりを通して学び、自分で考えて行動できる子
- ③ 心と体を鍛え、粘り強くやりぬく子

4 目指す教師像「学ばざる者、子供の前に立つべからず」

- ① 教育のプロとしての高い意識をもち、児童のために学び続け、互いに切磋琢磨し高め合う教師
- ② 組織の一員として互いに支え合い、経営参画意識をもって職務にあたる教師
- ③ 児童、保護者、地域から信頼され、学校・地域のために力を尽くせる教師

5 立川第三中学校区 共通経営方針

校区の地域、各小・中学校における児童の実態等に基づき、目指す児童像の実現のため、小中連携教育を全教育活動において推進する。

＜校区で目指す児童像＞

自ら進んで学び、規範意識を高くもち、互いを認め合う児童

6 学校教育目標の具現化のための取り組み

「学力・体力向上」、「生命を尊重する教育の推進」、「特別支援教育の推進」、「立川市民科の充実」を重点課題として、ネットワーク型学校経営システムを学校経営の中核に位置付け推進を図る。学校運営協議会と地域学校協働本部が活発に機能したコミュニティ・スクールを展開することにより、地域との協働による学校経営を図るとともに、カリキュラム・マネジメントによるP D C Aサイクルを進め、地域人材や地域資源を積極的に活用し、次のような学校づくりを推進する。

基本方針Ⅰ 学校教育の充実

1 学力の向上

(1) 確かな学力の育成

①授業の質的な向上

- ・授業の質的な向上を図るため、「個別最適な学び」や「協働的な学び」を一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に取り組む。
- ・学びの目的や授業のねらいを明確にし、問題解決における「自力解決」や「学び合い」「振り返り」の学習場面を意図的・計画的に設定することで学びの質を高める。また、児童が学習内容を深く理解し、生涯にわたって能動的に学び続けられる力を身に付けるための授業を展開する。
- ・国の学力調査、東京ベーシック・ドリル等の分析結果や教職員間の情報共有、家庭との連携等により、児童一人ひとりの能力や学習の進捗等を把握し、誰一人取り残さない個に応じた指導の充実を図る。

②基礎的・基本的な知識・技能等の習得や習熟度別指導の充実

- ・算数科における習熟度別少人数指導の授業改善をさらに推進する。また、学習集団の特性に応じた指導の工夫や個に応じた指導の充実を図り、基礎的・基本的な学習内容の定着と発展的な学習に関する取組を進める。
- ・高学年や中学年において、専門性の高い教科指導や複数の教員による多面的・多角的な児童理解を

行うため、学校の状況に応じた教科担任制を進める。

- ・放課後を活用した学習機会「算数道場」を3年生で設定し、基礎学力の定着や主体的に学習に取り組む態度を育成する。

③教科等横断的な学習

- ・各教科等で育成する力はもとより、**学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力**や新たな価値を生み出す豊かな創造性等の現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点に基づき育成する。

④身に付けた力を活用する探究的な学習

- ・立川市民科及び総合的な学習の時間で育成する力を明確にし、**実生活に関わる探究的な学習**や児童が身に付けた力を活用できる学習活動等を充実させる。

⑤研究や研修の充実

- ・**児童の実態を把握・分析し、学校の課題に基づいた研究主題を設定**し、校内で組織的に課題の解決に資する研究を推進する。
- ・教職員が、自らの専門性を高めるために東京都教職員研修センターや文部科学省等が主催する研修を主体的に受講し、**質の高い教職員集団を構築**する。
- ・初任者研修、2・3年次研修、中堅教諭等資質向上研修、授業力アップ研修、夏季教員研修等を通して、**教員の指導力の向上**を図る。

⑥ICTを活用した学習活動の充実

- ・タブレットPC等を計画的・効果的に活用し、主体的に学習に取り組む態度を養うとともに、思考力、判断力、表現力等を育む授業を展開し、児童の学力の向上を図る。
- ・児童が主体的にICT活用のルールやマナーを学び、**情報社会における正しい判断力を身につけ、自律的に使用することができる態度**を家庭との連携を図りながら育み、情報を適切に選択し活用するメディアリテラシーを育成する。
- ・児童の論理的思考力を育成するため、プログラミング教育の充実を図る。

⑦外国語教育におけるコミュニケーション能力の向上

- ・外国語活動・外国語科の授業において、担当教員と外国語指導助手(ALT)とのティーム・ティーチングによる授業を実施し、**児童のコミュニケーション能力の向上**を図るとともに、小学校と中学校との円滑な接続を図る。
- ・TGG GREEN SPRINGS(立川)を活用し、英語でコミュニケーションがとれる喜びや楽しさを体験することで、英語学習に対する意欲を高める。

⑧読書活動の推進

- ・保護者、地域の学校図書館ボランティアとの連携や市立図書館との連携、学校図書館支援指導員等の活用及び児童の委員会活動を充実し、**読書活動の推進**と読書習慣の定着を図る。
- ・**たちかわ電子図書館**を活用し、学校や家庭における読書活動を推進する。

(2) 健やかな体と健康で安全に生活する力の育成

①体力向上のための教育活動の充実

- ・東京都統一体力テストの結果や日頃の**児童の体力に関する実態等**について分析し、授業改善に取り組む。また、一校一取組運動等の体育的活動を充実させる。

②健康教育の推進

- ・体育の保健分野及び家庭科等の教科における指導とともに、**養護教諭や学校医、保健師等と連携した指導を推進**し、病気の予防、虫歯予防のための取組や歯科検診、心身の健康の保持増進、薬物乱

用の防止等の健康教育を充実させる。また、医療関係等の外部機関と連携した「がん教育」や「性教育」の充実を図る。

③基本的な生活習慣の定着

- ・「早寝、早起き、朝ご飯」など生活リズムを整えることや家の手伝いなど、家庭における児童の役割を明確にする。また、**学校生活における決まりを守る等の基本的な生活習慣の定着**を図る。
- ・手洗いや咳エチケット、換気等の基本的な感染症対策等、日常的な取組を継続する。

④専門的な技能を有する人材を生かした指導

- ・地域に拠点を置くプロスポーツチーム等と連携した体育授業の実施や運動部活動への支援を行う。その取組において、専門的な知識及び技能を有する指導者等の人材を招聘し、児童の運動への興味・関心を高め、基礎的・基本的な運動技能や、より高度な技能の向上を図る。

⑤安全教育プログラムの活用

- ・安全教育プログラムを活用して「必ず指導する基本的事項」の徹底を図り、**危険を予測し回避する能力と他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育てる。**

⑦自然災害についての知識の習得や自然災害への対応

- ・児童が自然災害に対する知識・理解を深め、危険から身を守り、**迅速かつ最善の行動ができるよう**に家庭とも連携した取組を推進する。
- ・学校で実施する避難訓練や防災体験学習に加え、地域と連携した防災訓練への積極的な参加を促し、**地域の一員としての自己の役割の理解や個々の防災対応力を高める。**

⑧危機管理マニュアルの改善

- ・危機管理マニュアルに基づき、**校内で組織的な対応**を図るとともに、マニュアルは常に評価・改善を行う。
- ・危機管理マニュアルの内容は、保護者や地域、関係機関との周知・共有を図り、地域全体で児童の安全確保に向けた取組を推進する。

2 豊かな心を育む教育の推進

(1) 豊かな心の育成

①人権教育の推進

- ・「ふれあい月間」、「いじめ解消・暴力根絶旬間」及び「人権週間」等の取組を通して、**人権尊重の理念を児童が正しく理解し、実践する態度を育成する。**
- ・「人権教育プログラム（学校教育編）」及び人権教育ビデオ（DVD）等を活用した研修会を実施し、教員の人権意識や人権感覚を醸成する。

②道徳教育の推進

- ・道徳授業地区公開講座を開催し、保護者や地域の方との意見交換会を通して、**学校・家庭・地域が一体となって生命を尊重する教育を推進する**。また、道徳科の授業を公開することにより、授業の活性化とともに質の向上を図る。

③いじめの未然防止と早期発見・早期対応

- ・「立川市児童のいじめ防止条例」、「立川市いじめ防止基本方針（第二次改訂）」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づき、**いじめに対する学校の組織的・継続的な対応力を強化し、学校・家庭・地域が連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。**
- ・弁護士等の外部講師を招聘し「いじめ防止授業」を実施する。
- ・**心理調査分析等を活用し、「学級集団の状況」と学級集団における「個人の状況（学校生活における**

意欲)」を客観的に捉え、いじめ問題の発見と予防に努め、お互いの違いを認め尊重し合う学級づくりを目指す。

④暴力行為の根絶

- ・暴力行為が発生した場合には、根本的解決に取り組むとともに、**毅然とした姿勢で指導**に臨み、全ての児童が安全・安心に学校生活を過ごすことができるようとする。

⑤生命を尊重する教育の徹底

- ・学校の教育活動全体を通して、人権教育、道徳教育など**生命を尊重する教育の徹底**を図る。
- ・児童が、現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するため、**適切な援助希求行動**（身近にいる信頼できる大人にSOSを出す、など）ができるよう、「**SOSを出す力**」「**SOSを受け止め、支援する力**」の育成を最優先の課題として、教職員、地域、関係機関等と連携し、生命と人権を守る教育の徹底を図る。

⑥安全かつ倫理的なSNS等の活用

- ・外部機関と連携したセーフティ教室等の実施や「GIGAワークブックとうきょう」等の活用により、大量の情報や情報通信技術が生活に果たす役割や与える影響を考えるとともに、**情報を安全かつ倫理的に活用するためのルールやマナー**を考え、家庭とも連携を図りながら児童が主体的に問題を解決しようとする態度を育てる。

⑦「立川市民科」の充実

- ・**地域に根差した探究的な学習を展開**させるため、地域の特色を生かし、保護者、地域、専門家、企業、行政等の様々な関係者の協力を得て、**自然環境や施設等の地域資源を生かした学習を推進**する。
- ・地域の方々や保護者と一緒に立川市民科の学習に取り組む。また、**立川市民科の実践を発表**する機会として立川市民科公開講座を実施し、広く市民等へ周知する。

⑧自己実現への意欲・態度の育成

- ・キャリア教育全体計画に基づき、児童が自己の生き方やキャリア形成を考える機会を設定し、主体的にまちや社会と関わり自己実現を図ろうとする意欲や態度を培う。
- ・「立川夢・未来ノート」を年間指導計画に3回以上位置付け、計画的に活用する。

⑨職業観・勤労観の育成

- ・中学生の職場体験学習を柱として、**小・中学生の望ましい職業観・勤労観を育成**する。

⑩伝統文化と国際理解の推進

- ・多様な文化を尊重できる態度や資質を養い、国際社会において主体的に行動できる児童の育成を目指す。
- ・各教科等を通して**日本及び立川の伝統・文化への理解**を深め、異なる文化との相互理解を促進する。

⑪持続可能な社会の担い手の育成

- ・SDGsで掲げられている現代社会の諸課題について、「**誰一人取り残さない**」という考え方の下、持続可能な社会の担い手を育成する。
- ・各教科等で学んだことを生かす活動や社会生活との関わりを生かす活動を推進し、豊かな心の育成等に努める。また、関係機関等と連携・協力して主権者教育に取り組む。

(2) きめ細かな教育の充実

①様々な困難を抱える児童への支援

- ・様々な困難を抱える児童に対し、**多角的なアセスメント**に基づき組織的に支援していく。

- ・虐待を受けている児童やヤングケアラー等に気付いた場合には、速やかに関係機関へ連絡し、適切な支援につなげていく。

②不登校対策のための取組

- ・**不登校児童に対する早期支援の徹底**を図る。また、不登校の長期化への対応として、「登校支援シート」の作成と活用を図り、関係機関と連携して児童が持っている能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養う取組を強化する。
- ・教室以外の居場所を学校に確保することや、タブレットPC等を活用して学習機会を保障すること等、児童の特性に合った柔軟な学びにより支援する。

③不登校児童への支援

- ・ケース会議等を必要に応じて実施し、**不登校児童の心の小さなSOSを見逃さず、学校等による早期の支援や支援体制を検討する。**
- ・不登校児童の社会的自立に向けた支援や、学習指導・教育相談等、在籍校や関係機関等と連携を図り、一人ひとりに寄り添い支援する。
- ・登校支援シートを作成するとともに、登校支援シートに基づいた取組を教育支援センターと在籍校で連携して進める。

④小中連携による教育活動の円滑な接続

- ・義務教育9年間の発達や学びの連續性を見通した教育課程の円滑な接続を図る。教務主任会や小中連携担当者連絡会等において、**円滑な接続に向けた推進方法や学校経営方針等を共有する。**

⑤幼稚園・保育園との連携を踏まえた小中連携教育の充実

- ・幼稚園・保育園との連携を踏まえて、小中連携教育をさらに充実させ、中学校区が一体となった教育活動を推進する。
- ・未就学児に小学校生活を体験させる等の相互交流を計画的に実施し、**幼稚園・保育園と小学校との円滑な接続を図るスタートカリキュラムの実践、改善を進める。**

3 円滑な教育活動の推進

(1) 学校への適切な支援

①教職員への業務負担の軽減

- ・学校支援員、副校長補佐、スクール・サポート・スタッフ、エデュケーション・アシスタント、学校図書館支援指導員等を活用し、**学校経営の安定化や教職員の業務負担の軽減を図る。**

②スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用

- ・**スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の一層の活用**を図るとともに、児童家庭支援センターや主任児童委員・民生委員等による地域での支援を通し、児童や保護者が抱える課題の解消を図る。

③外国にルーツをもつ児童への支援

- ・外国にルーツをもつ児童が、日常生活や、授業を理解する上で必要な日本語の能力を身に付けられるよう、通訳協力員による支援やICT機器を活用するとともに、日本語教室等の案内など、外部機関とも連携した取組を進める。

(2) 地域・社会の教育資源の活用

①地域の教育力の活用

- ・**児童の学習支援や学校生活支援の充実**に向けて、保護者や地域住民、近隣大学等との連携・協力体

制の構築をさらに推進する。

- ・児童の学びの充実に向けて、**地域とのつながりを強化し、地域人材を活用**するため、地域学校コーディネーター（地域学校協働活動推進員）を中心として「地域学校協働活動事業」を実施し、**地域による学校支援を組織的に展開**する。

（3）学校・家庭・地域の連携

①地域と連携した学校づくりの推進

- ・**コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動**が一体となり学校運営を推進する。
- ・授業や学校行事の積極的な公開や学校支援ボランティアの活用を推進する。また、**学校ホームページを活用**し、きめ細かく保護者や市民へ情報を発信する。

4 教職員の適正配置と環境整備

（1）優れた教員の配置

①体罰や暴言、性暴力等の根絶

- ・体罰や暴言、性暴力等は児童の人権を侵害するものであり、いかなる理由があろうとも絶対に認められるものではないとの認識の下、**信頼関係に基づいた指導や児童の心に寄り添った指導**を行う。

（2）学校における働き方改革等の推進

①「学校における働き方改革」の推進

- ・一定期間以上の学校閉庁日を長期休業期間等で設け、**教職員の計画的な休暇の取得**を図る。
- ・教職員が心身の健康を保持するために、法令に基づいた健康診断やストレスチェックを行い、体調不良の未然防止に努める。
- ・校務支援システムやタブレットPCの活用方法の共有や出退勤管理システムを活用した教職員の勤務状況の把握、夜間等における電話応対の音声案内の活用など、**教職員の働き方に関する環境や意識を変革し、学校教育の質の維持向上を目指す。**

②ICTを活用した校務改善

- ・**校務PC及びタブレットPC等を活用**して、学習指導案やワークシート、教材等を教員間、学校間で共有する。

③私費会計事務の機能強化

- ・私費会計事務については会計事故防止の観点に加え、国及び東京都が進める「学校における働き方改革推進プラン」及び「学校徴収金ガイドライン」に示された方針に沿い、学校管理職のリーダーシップのもと、学校管理職、教員、学校事務職員がそれぞれの役割分担に応じて組織的に対応する。特に未納対応は、学校事務室だけでなく学校全体で組織的に取り組む。
- ・私費会計事務の執行責任者は校長であることを改めて認識し、校長は必要教材の精査や、希望品を保護者が直接業者から購入する方向にシフトさせる等、学校徴収金の総額を減らすことも併せて推進する。

基本方針II 教育支教育環境の推進

5 連続性のある多様な学びの場と支援の充実

（1）連続性のある多様な学びの場と支援の充実

①特別支援学級等の整備・運営支援

- ・**特別支援学級専門員等を活用し、自立や社会性の発達の支援に、組織的に取り組む。**

②発達障害等のある児童に対する支援体制の充実

- ・児童の発達の状況等を把握し、適切な環境整備や支援を行い、生活や学習上の支援を必要とする児童が過ごしやすいよう、**巡回心理士や学校支援員や地域人材、保育所等訪問支援 等を活用する。**

(2) 児童の安全・安心の確保

①介助や医療的ケアを必要とする児童の受入環境の整備

- ・肢体不自由等の児童や医療的ケアが必要な児童の学習環境を整え、支援を行う。

- ・**定期的に支援会議を行い、学校内における学級担任と介助員、家庭内における支援内容等について共通理解し、安全・安心な支援体制を確保する。**

②バリアフリーの整備

- ・児童の障害の程度や状況等に応じて、施設を点検し、必要に応じて改修等について報告する。

6 学校における指導の充実

(1) 指導体制の充実

①教職員の専門性向上

- ・特別支援学校のセンター的機能や医療や心理、教育等の専門家を活用し、**全ての教員が適切な指導及び必要な支援を行うことができる研修等を実施する。**

- ・学校支援員等が、教員の指示を受け、必要な支援ができるよう、研修等を実施する。

②校内体制の充実

- ・学校経営に特別支援教育を明確に位置付け、学校長のリーダーシップの下、**校内委員会を活用し、効果的な特別支援教育実施体制を構築する。**

(2) 児童の深い理解と認識に基づく指導の充実

①児童の深い理解と認識に基づく指導の充実

- ・特別な支援を要する児童一人ひとりが、**自己の特性に合った学び（学びのユニバーサルデザイン）**をできるようにするため、ICT機器の活用や学校生活支援シート、個別指導計画を作成・活用し、組織的・計画的に指導・支援に取り組む。

- ・就学前の支援を引き継ぐため、**就学支援シートを活用して学校生活支援シートを作成し、進学時には引継ぎを行う。**

(3) 特別支援教育の理解啓発

①交流及び共同学習の充実

- ・**通常の学級と特別支援学級、特別支援学校の児童の交流及び共同学習**について、年間指導計画を作成し、個々の実態に応じて取り組むことができるよう個別指導計画に位置付け、内容の充実に取り組む。

②副籍制度による交流活動の推進

- ・地域指定校として、特別支援学校との副籍制度による交流の機会の充実に取り組む。

③児童、保護者、地域への理解啓発

- ・特別支援学級や特別支援教室、通級指導学級での取組や活動の様子について、学校公開や学校ホームページ等で**発信情報する。**

- ・特別支援教育に関する理解啓発のため、お便りの配布や保護者会における説明等を実施する。

7 相談・連携体制の充実

(1) 切れ目のない就学相談

①就学相談機能の充実

- ・就学相談において、分かりやすい情報を保護者へ提供するとともに、相談要請に丁寧に対応する。
- ・就学後も相談を必要とする児童の支援方法について、**保護者、教育委員会と連携し、継続的な支援**を行う。

②就学における関係機関との連携

- ・教育委員会や児童発達支援センター、児童家庭センターとの連携や幼稚園・保育園との連携など、関係機関との連携を進め、**就学における児童の切れ目のない支援**につなげる。
- ・**就学支援ファイルや就学支援シート**を通じて、また、就学前の相談や検診等の情報を踏まえ、就学前の児童の様子・支援方法、保護者の不安事・学校へ伝えたいことなどに応じた、校内における指導・支援を検討し実施する。
- ・障害のある児童が放課後に利用する放課後等デイサービス事業者や学童保育所等との連携や情報共有を進め、校内における指導・支援に生かす。

(2) 切れ目のない教育相談

①教育相談機能の充実

- ・児童の心身の発達、性格や行動の気になること、学習やその他家庭などにおける教育上の諸問題について、スクールカウンセラーや教育相談と連携し、主訴の改善やよりよい成長・発達を支援する。
- ・必要に応じ、校内における児童のアセスメントを心理士に依頼するとともに、**保護者とも連携して支援内容について検討し、支援を実施する。**

②教育相談における関係機関との連携

- ・令和7年度に開設する立川市子育て支援・保健センターと児童の支援に関する情報を共有し、**教育、医療、福祉が一体となった相談を実施する。**
- ・教育支援センターとの情報交換の際、教育支援課とも連携し、適切な支援を行う。

基本方針III 学校教育環境の充実

8 教育ICT環境の整備

(1) 教育ICT環境の充実

①ICT環境の整備（構築及び活用支援）

- ・令和8年度の教育情報システムの更改に向け「教育情報システムのクラウド化」「校務系と学習系のネットワーク統合および高速大容量の通信ネットワークに対応したネットワーク更改」「ネットワーク統合に伴う教員の端末統合と端末のゼロトラスト対応」「ヘルプデスクの一元化」など**学校の教育ICT環境の充実**を図り、ICTを活用した教育の質の向上及び個別最適な学びと協働的な学び、学習の基盤となる児童の情報活用能力の育成や教員の働き方改革を進める。

9 就学の機会と安全・安心の確保

(1) 登下校時の安全確保

①登下校の安全対策

- ・シルバー人材センター会員や保護者など地域の方々と学校との連携により登下校時における児童の交通事故や犯罪被害を防ぎ、**地域全体で児童の安全確保**に取り組む。
- ・学校や地域が連携して行っている通学路の見守り活動を補完し、更なる安全確保を図るため全小学校校区に設置した防犯カメラの維持、管理を行うとともに、設置場所の見直しを定期的に行う。

10 児童の保健衛生の推進

(1) 健康な体づくり

①児童の保健衛生

- ・学校と学校医が連携し、**児童の健康の保持増進及び基本的な生活習慣の確立**を図る。

②学校内の環境衛生の確保

- ・学校保健安全法に基づき、環境衛生検査を行い、**学校内の環境衛生の適切な維持、管理**を行う。

③感染症の予防

- ・インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの**感染症の予防**に努める。

基本方針IV 学校給食の提供と食育の充実

11 安全・安心な給食の提供と食育の充実

(1) 安全・安心な給食提供の推進

①食物アレルギー対応の徹底

- ・給食で食物アレルギー対応が必要な全ての児童に対して、保護者・学校・学校給食課栄養士が参加する「アレルギ一面談」を実施することで、児童の食物アレルギーの原因食物や症状等を確実に把握し、「**立川市学校給食における食物アレルギー対応方針**」に基づく**対応を徹底**する。
- ・学校及び教育委員会それぞれが定期的な教員研修を実施することで、食物アレルギー対応の充実を図る。なお、教員研修では、平時の対応に加え、エピペン®の使用や迅速な救急車の要請等、**東京都の「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」**に沿って適切に救急対応するためのシミュレーション訓練等を行い、緊急時の対応力の向上を図る。

(2) 食育支援の推進

①食育指導の支援

- ・学校給食共同調理場における「食に関する指導の全体計画（小中学校）」に基づき、児童が「食」への関心を高め、食べることの大切さを理解し、望ましい食習慣と自己管理能力を身に付けることができるよう、**栄養士による給食時間の学校訪問や給食を教材とした食に関する授業**を実施する。
- ・**食育ポスターの掲示や放送**を行うことで、食育に関する情報発信と食に関する啓発活動を行う。

その他について

(1) 副校長を中心とした組織的な学校運営

副校長は校長を補佐する職務であり、いわば**職員室の担任**である。その判断は校長の示す学校経営方針を具現化するための教育活動の方向性と具体的方法、方策である。**副校長を学校運営・職員室経営・人材育成・対外折衝の要**として公務遂行を指示、監督し、課題の解決を図る。**主幹教諭**は副校長のスムーズな職務遂行をサポートする。

(2) 服務の遵守

- ・法令を遵守する意識を充実させるとともに、「**東京都公立学校職員服務規程**」「**立川市立学校の管理運営に関する規則**」の徹底を図る。
- ・**個人情報の管理を徹底**する。児童の作品、検査結果等の扱いについては、名簿チェックとダブルチェック、手渡しで授受、管理職の確認など最高水準の配慮を施し、**紛失等の事故**を絶対に発生させない。特に端末に関する児童個々の情報（ID やアカウント、パスワード等）については十分な確認と規約の整備を行う。また、「**情報機器ガイドライン**」の徹底、及び含む**事故防止研修会の定期的実施**により、個人情報管理に対する意識の高揚を図る。
- ・身分上、職務上の公務員である自覚を高め、信用失墜行為は決して起こさない。特に**体罰（不適切な指導を含む）、個人情報に関する事故（誤廃棄を含む）、会計事故、交通事故、通勤事故（届け出の通勤経路違反）、及びわいせつ事故**は徹底して防止に取り組む。
- ・校内に、**体罰やわいせつ行為が発生しがちな空間**（目につきにくい、二人きりになり得る、カーテンを閉め切った教室、施錠のしていない教室等）がないか常に目を配ると共に、児童への指導の際は、**1対1にならない、保護者と個人的にメール等のやりとりをしない**等に注意をする。
- ・来校者の名札着用、校内に立ち入らせない、児童の防犯ブザー所持、監視カメラ等により、児童の安全管理について徹底する。
- ・**職員室においては机上整理、退勤時の机上フラットの励行、執務室としての環境づくり等**により、迅速、正確、安全な事務処理を行うことで業務効率の向上に努め、服務事故を徹底防止する。
- ・**公務用の端末**は、離籍の際は画面を閉じ、退勤時はシャットダウンする。
- ・教員の執務場所は職員室である。**教室には児童の作品、名簿、提出物、成績及び教員の私物は置かない**。
- ・携帯電話やタブレット等の**個人所有端末は、職員室から持ち出さない**。必要がある場合には事前に管理職から許可を得る。
- ・デジタルカメラ、ビデオ撮影機器、記録媒体、及び校内のカギについては、管理を徹底する。**使用する場合には管理簿に記入をし、保管場所には誰が持ち出しているのかが分かるようにする**。記録媒体に関しては返却時にデータが残っていないことを確認する。

(3) 働き方改革

- ・**勤務時間以外の勤務は月45時間を超えない**。地域からの「税金で照明やエアコンを使っている」という目が一層厳しくなっていることを念頭に置き、遅くまで残ったり、週休日に出勤をしたりして仕事をするのが熱心だ、という価値観を排除し、**勤務時間内に計画的、効率的に職務を完了する**。

(4) 会議の進め方

- ・各会議は全メンバーの出席を待つことなく**定刻に開始し、冒頭で終了予定時刻を確認する**。

- ・教務は時間配分を事前に提案者と確認をする。
- ・毎朝8：15の業務開始時と退勤の16：45までに**C4th**で連絡事項を確認する。
- ・各種会議には記録担当を設置し、内容を文書にして残す。会議終了後に管理職に提出し、報告とする。
また、**会議欠席者は必ず記録を確認し、確認欄に押印する。**
- ・組織的に進めていくために、**C4th**を活用し、職員の周知・徹底を図る。
- ・夕会は原則月曜日に行う。出張等により出席できなかつたものは早急に記録を読み、内容を確認する。
確認後、自分の名前横に押印を行う。

(5) 運営委員会

- ・委員は管理職、4級職、必置主任（教務、生活、研究）、専科主任（キラリ、ことば）。不在の場合は代替者が出席する。
- ・運営委員以外が担当の場合は、起案検討のみ参加する。
- ・**提案事項は、事前に部会等で検討された文書をもって行い、確認事項・検討事項を明確に示す。**提案は、職員会議フォルダに格納したもの、または紙に印刷したものをもって行う。
- ・周知、確認のみで済む内容については、**運営で扱わず、夕会にて行う。**